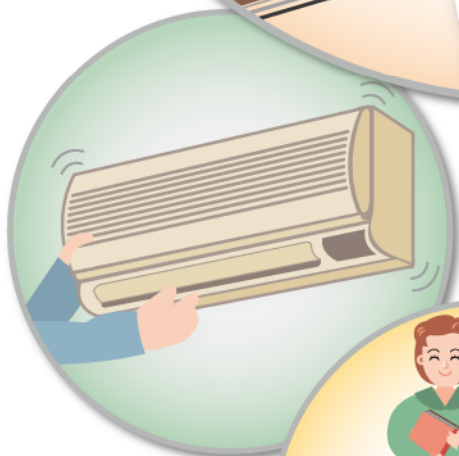




# 住宅防音工事の 事務手続き について



防音建具  
機能復旧工事

南関東防衛局 企画部

住宅防音第1課、住宅防音第2課



# も く じ

防音建具機能  
復旧工事

はじめに .....	1
A 住宅防音事業について .....	2
B 事務手続について .....	5
1 交付申込書 .....	7
2 現地調査 .....	9
3 内定通知書 .....	9
4 交付申請書 .....	10
5 交付決定通知書 .....	11
6 工事や設計の契約 .....	11
7 着手報告書 .....	13
8 遂行状況報告書 .....	13
9 計画変更申請書 .....	14
10 計画変更承認書 .....	15
11 工事の完了 .....	15
12 実績報告書 .....	16
13 確定通知書 .....	17
14 補助金の請求・支払 .....	17

## はじめに

このパンフレットは、住宅防音事業補助金交付申込書に併せて配付しているものです。

このパンフレットには、住宅防音工事（防音建具機能復旧工事）の手続きを進めるために必要な事項を記載していますので、ご一読願います。

また、交付申込書や添付書類などにより、住宅防音工事の補助対象となるかを国が審査いたします。

なお、場合によっては住宅防音工事の補助対象とならないことがありますので、ご注意願います。

### 注意

偽りの報告で不正に補助金の交付を受けた場合は、**補助金を返還**していただくこととなります。

例えば、住宅防音工事を実施していない部屋に設置してある建具を交換するなど、本来、機能復旧工事の対象とならない建具について補助金の交付を受けた場合は、これに当たります。

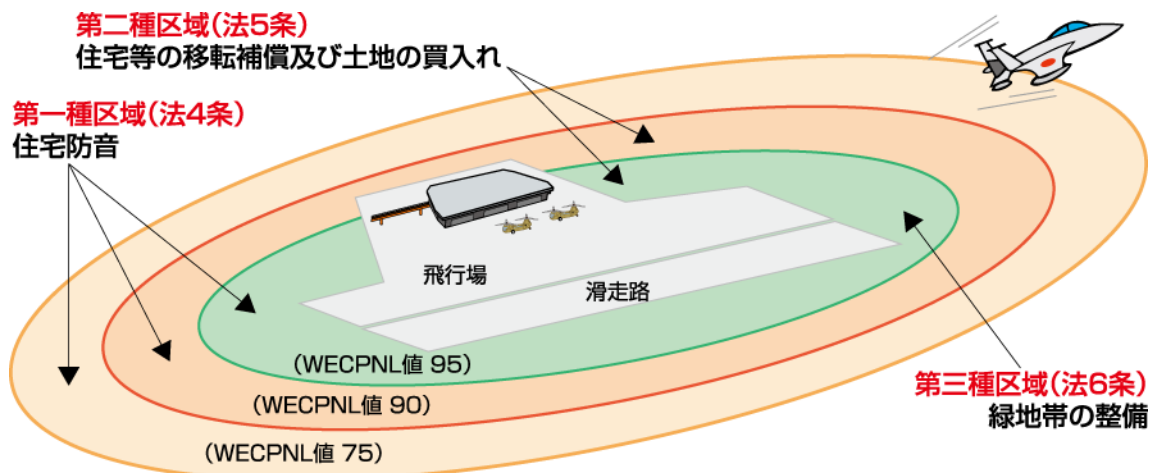
# A 住宅防音事業について

A

## 住宅防音事業とは

住宅防音工事の対象区域（第一種区域）内に、指定される以前から所在している住宅の所有者や住民の皆様方が、航空機騒音による障害を防止し、または軽減するために行う防音工事に対して、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」の第4条などに基づき、行われる補助事業です。

## 住宅防音及び移転補償などの対象区域



## 【WECPNL】

- WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略です。Wと略して使用します。
- 音響の強度（dB（A）デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。
- なお、「航空機騒音に係る環境基準について」の一部改正（平成25年4月1日）により、航空機騒音のうるささを表す単位が変更されたことから、今後の第一種区域等は新たな単位で指定することとしています。

## 住宅防音事業の種類

告示前 住宅防音事業	防衛大臣が指定する第一種区域に、区域指定される以前から所在している住宅が対象となります。
特定 住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象となります。
告示後 住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在してしる住宅が対象となります。

## 飛行場周辺の対象となる住宅

### (厚木飛行場)

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和54年9月5日に告示した区域 (防衛施設庁告示第18号)	昭和54年9月5日 までに建築された住宅	昭和54年9月6日から昭和61年 9月10日までに建築された住宅	平成18年1月の区域 見直しによって指定した 85W以上の区域として 別に定める区域のうち、 昭和61年9月11日から 平成13年9月10日までに 建築された住宅
昭和56年10月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第19号)	昭和56年10月31日 までに建築された住宅	昭和56年11月1日から昭和61年 9月10日までに建築された住宅	
昭和59年5月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第9号)	昭和59年5月31日 までに建築された住宅	昭和59年6月1日から昭和61年 9月10日までに建築された住宅	
昭和61年9月10日に告示した区域 (防衛施設庁告示第9号)	昭和61年9月10日 までに建築された住宅		
平成18年1月17日に告示した区域 (防衛施設庁告示第1号)	平成18年1月17日 までに建築された住宅		

### (浜松飛行場)

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和54年8月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第16号)	昭和54年8月31日 までに建築された住宅	昭和54年9月1日から昭和56年 7月18日までに建築された住宅	平成24年1月の区域 見直しによって指定した 85W以上の区域として 別に定める区域のうち、 昭和56年7月19日から 平成3年7月18日までに 建築された住宅
昭和56年7月18日に告示した区域 (防衛施設庁告示第10号)	昭和56年7月18日 までに建築された住宅		
平成24年1月30日に告示した区域 (防衛省告示第33号)	平成24年1月30日 までに建築された住宅		

### (静岡飛行場)

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和56年10月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第23号)	昭和56年10月31日 までに建築された住宅	昭和56年11月1日から昭和60年 3月18日までに建築された住宅	
昭和60年3月18日に告示した区域 (防衛施設庁告示第2号)	昭和60年3月18日 までに建築された住宅		

(区域指定・告示の詳細な内容については、各防衛事務所縦覧できます。)

## 補助の対象となる防音建具

🏠 防音工事により設置され、工事完了の日から10年以上が経過（※）し、現にその機能の全部または一部を保持していない防音建具が機能復旧工事の対象となります。ただし、建具が設置されている部屋を居室以外に改造したり、防音区画が保持されていない場合等は補助対象にはなりません。

※ 希望届の受付に制限を設けさせて頂いておりますので、詳細については当局HP等をご覧ください。

🏠 対象となる建具は、防音工事により設置された防音サッシです。室内の戸襖、襖、ガラス戸等は補助対象にはなりません。

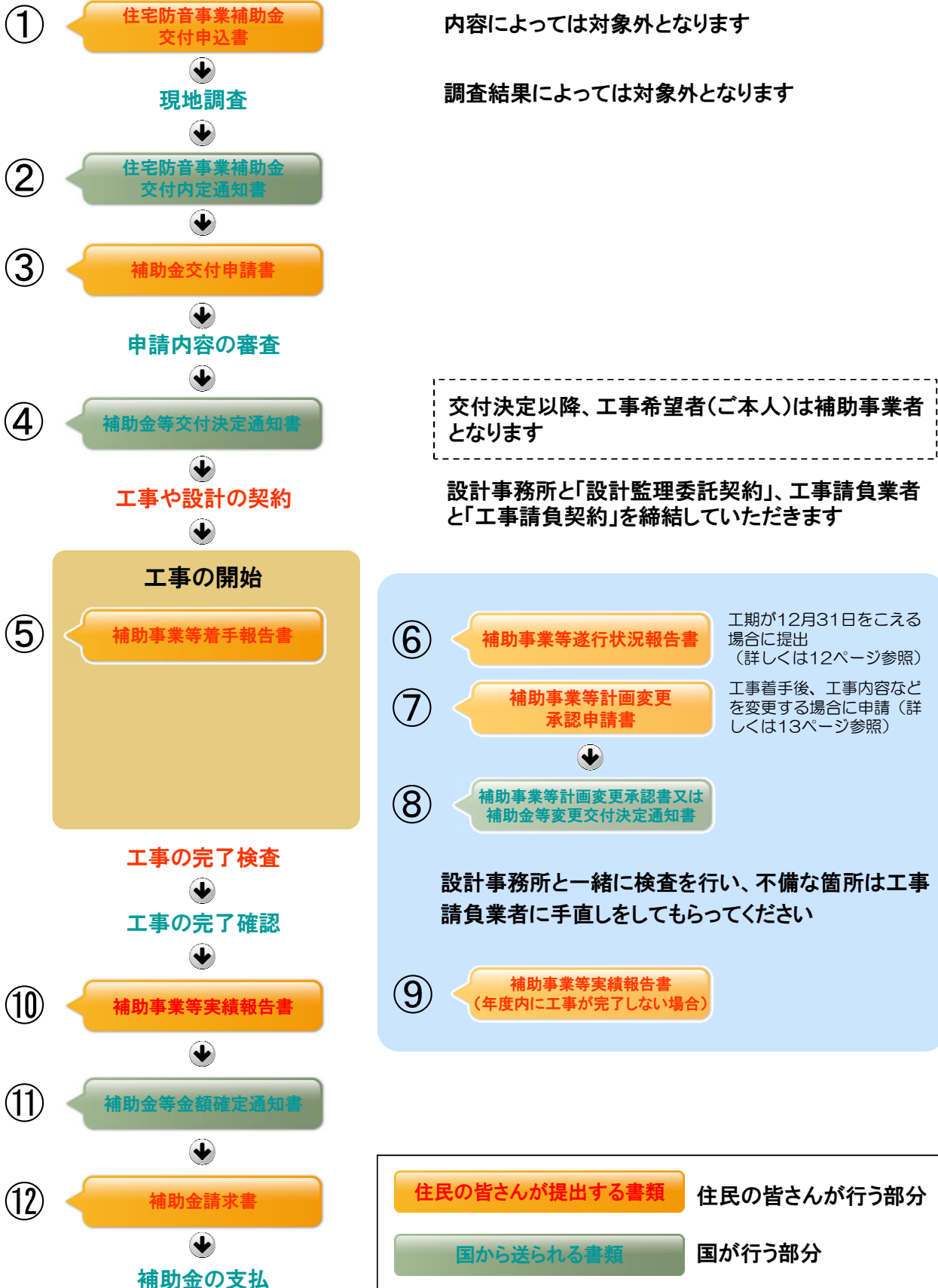
🏠 この補助金は標準的な工法や材料を基準としているため、ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用は自己負担となります。

🏠 第一種区域の指定日以降に建て替えた住宅で防音工事を実施した場合は、当面、住宅の解体時点での所有者または居住者が復旧工事を行うときのみ補助の対象となります。

🏠 第一種区域の見直しにより、対象となくなることがあります。  
（区域指定・告示の詳細な内容については、各防衛事務所縦覧できます。）

## B 事務手続について

### 補助金交付（住宅防音事業）の事務手続の流れ



今後の事務手続については、以下の書類の提出・受領をしていただくこととなります。

なお、事務手続が終わる都度、右端の完了欄のところにチェックを入れて、手続きの進行状況の確認にご使用ください。

B

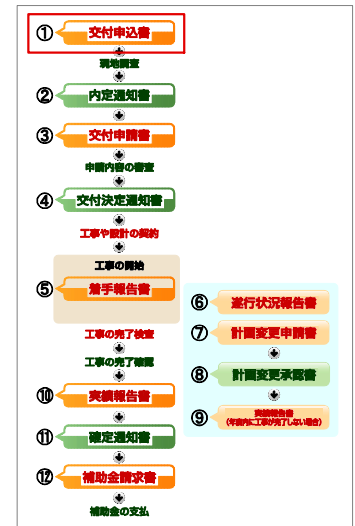
	書類名	皆様方が作成する文書	国から送付	完了
①	住宅防音事業補助金交付申込書	 		<input type="checkbox"/>
②	住宅防音事業補助金交付内定通知書			<input type="checkbox"/>
③	補助金交付申請書	 		<input type="checkbox"/>
④	補助金等交付決定通知書			<input type="checkbox"/>
⑤	補助事業等着手報告書	 		<input type="checkbox"/>
⑥	補助事業等遂行状況報告書	 		<input type="checkbox"/>
⑦	補助事業等計画変更承認申請書	 		<input type="checkbox"/>
⑧	補助事業等計画変更承認書又は補助金等変更交付決定通知書			<input type="checkbox"/>
⑨	補助事業等実績報告書 (年度内に工事が完了しない場合)	 		<input type="checkbox"/>
⑩	補助事業等実績報告書 (工事が完了した場合)	 		<input type="checkbox"/>
⑪	補助金等金額確定通知書			<input type="checkbox"/>
⑫	補助金請求書	 		<input type="checkbox"/>

⑥、⑦、⑧、⑨については、事情により工事が予定どおり完了しなかった場合などに実施していただくものです。



# 1 交付申込書

補助金の交付の申込みは、補助金の交付の対象として適正であるかどうかにつき審査するため、住宅の居住状況や建築年月日が分かる事項を「住宅防音事業補助金交付申込書」（参考資料－4ページ）に記入して頂き、また、証明書類を添付して提出していただきます。  
参考資料－1～8ページ参照



## 記入上の注意

### 工事希望者について

原則として住宅の所有者が工事希望者となります。ただし、借家人が防音工事の実施について所有者の承諾を得た場合は、借家人が工事希望者となることができます。



### 記入などについて

- 申込書は、黒のボールペンで記入してください。
- 工事希望者の氏名は、印鑑証明書の字体で記入してください。（「齋」を「斎」など簡略化しないでください。）
- 日中、留守にしていることが多い方は、日中の連絡先（勤務先、携帯電話の電話番号など）を申込書の住所、氏名欄の余白に記入してください。
- 今後、事業を進めていく上で提出していただく資料に使用する印鑑は、事業完了まで原則として同じものをご使用ください。



### 申込書の提出に係る委任について

都合により工事希望者（本人）が申込手続きを行えない場合には、他の方に委任することができます。その場合には、「委任状」を作成し、関係書類と併せて提出してください。

## 必要書類(添付書類) 参考資料－5・6ページ参照

- ❑ 登記事項証明書または家屋所在証明書
- ❑ 印鑑証明書（現地調査時等に運転免許証等により本人確認をする場合は不要）
- ❑ 住宅見取図
- ❑ 作動状況一覧表

## 必要に応じて提出する書類 参考資料－7・8ページ参照

-  住宅の建て替え状況
-  住宅防音工事承諾書（住宅の共有者または相続権者がいる場合に必要）

## 留意事項

### 防音工事済住宅の解体などについて

防音工事を実施した住宅や住宅防音工事により設置した空気調和機器については、防音工事完了後においても善良な管理をしていただくこととなります。

防音工事完了後、下記に示す処分制限期間内に解体や住宅以外で使用する場合は、地方防衛局長の承認が必要となります。

その際、場合によっては、補助金相当額を返納していただくこととなる場合がありますので、あらかじめ当局にお問い合わせください。

なお、借家人が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合は、引っ越しをする際、住宅防音工事に係る一切の義務を、建物所有者に継承する手続きを行ってください。

### 住 宅

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	47年
ブロック造	38年
金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る）	34年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る）	27年
金属造（骨格材の肉厚が3mm以下のものに限る）	19年
木造または合成樹脂造	22年
木骨モルタル造	20年

### 空気調和機器

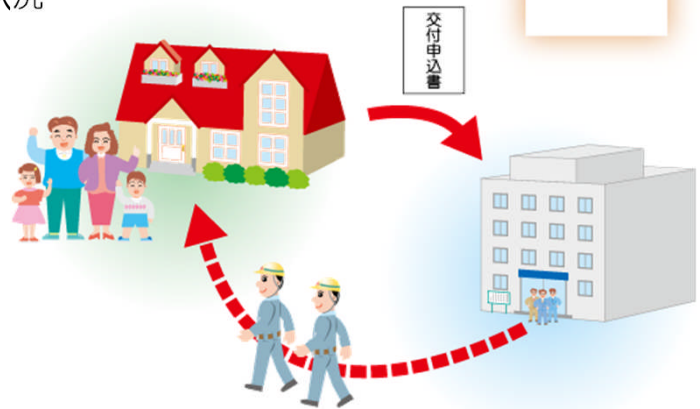
機 器	処分制限期間
冷暖房機（エアコン）・換気扇など	6年

## 2 現地調査

住宅防音事業補助金交付申込書を国に提出されますと、国は申込内容の確認審査を行った後に各世帯ごとに現地調査を行います。

### 確認内容

- ア 復旧工事を希望する防音建具の状況
- イ 生活実態及び居住状況
- ウ 防音工事を行う住宅に現に居住している方の転居予定
- エ 売却・建替・転居などの予定
- オ 防音工事の実績
- カ 工事希望者などの本人確認  
(申込書提出時に印鑑証明書を添付せず本人確認を行う場合)



### 留意事項

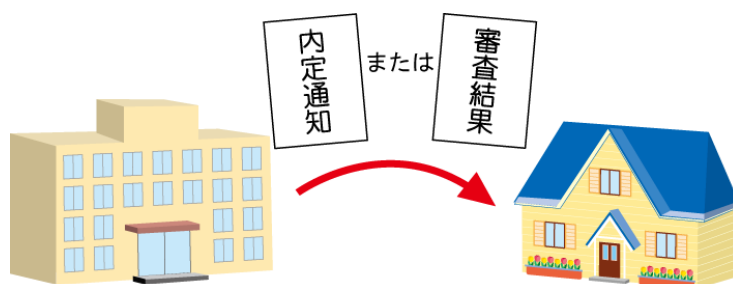
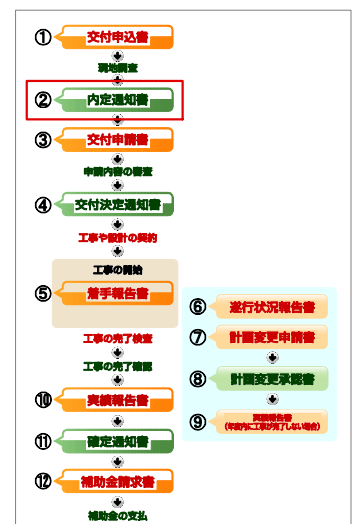
現地調査の実施時期は、交付申込書を国に提出していただいた後に、国または国から委託を受けた者から連絡があります。

## 3 内定通知書

現地調査を実施した後、補助金を交付することに内定した場合は、「住宅防音事業補助金内定通知書」を通知します。

なお、補助金を交付することが認められない場合には、「交付申込書の審査結果等について（通知）」によりその理由などを通知しますので、ご不明な点がございましたら、当局（パンフレット裏面に記載）までお問い合わせください。

参考資料－9・10ページ参照



## 4 交付申請書

補助金の交付を申請する場合は、補助事業等の目的や内容、補助事業等に要する経費  
その他必要な事項を記載した「補助金交付申請書」を提出していただきます。




参考資料－11・12ページ参照

### 必要書類(添付書類)

-  設計図書 (図面及び設計書)



### 留意事項

-  借家などの場合は、原則として住宅の所有者の方が申請者になっていただくこととなります。
-  審査の結果、補助金の交付の対象として認められないこととなる場合があることを、あらかじめご承知おきください。
-  国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。

### 補助対象経費について

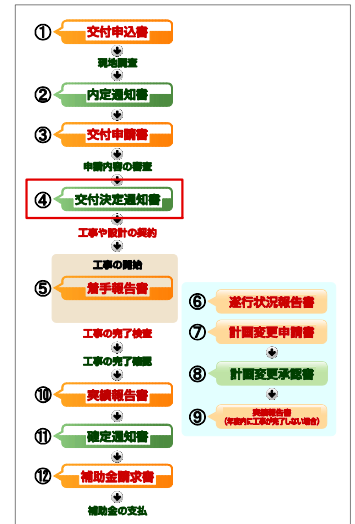
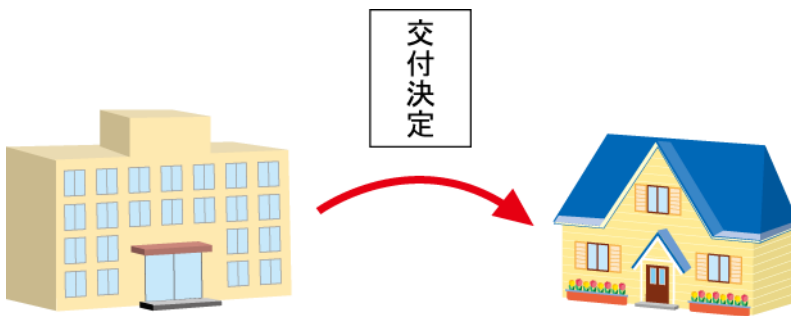
補助金の交付の対象とする経費は「工事費」と「設計監理費」です。

## MEMO

## 5 交付決定通知書

皆様方から補助金交付申請書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどを審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、「補助金等交付決定通知書」を通知します。

参考資料-13ページ参照



5

6

## 6 工事や設計の契約

皆様方の住宅を改造工事しますので、工事の内容をしっかりと監理していただく必要があります。また防音工事は国民の皆様からの税金で行われていますので公正に契約金額を決定していただく必要があります。

このため防音工事の契約は、以下の内容をご確認の上、諸手続を行ってください。

### 補助金交付の条件(契約関係)

- ☑ 補助金等交付決定通知書において、以下の条件が課せられます。
  - ① 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
  - ② 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
  - ③ 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。

## 契約相手方の選定

- ✓ 工事請負契約及び設計監理委託契約は、それぞれ別の者（※）と締結してください。
- ✓ 契約を予定する相手方に、上記「補助金交付の条件」を伝え、資本又は人事面において関連のない別の者であることを確認してください。
- ✓ なお、口頭の確認では心配な場合は、契約締結時に誓約書を取り付けるなどしてください。

※「別の者」とは、当事者間に次のような関連がない者です。

資本面：一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている。

人事面：双方の会社の代表権を有する役員が兼職している。

## 契約金額の決定など

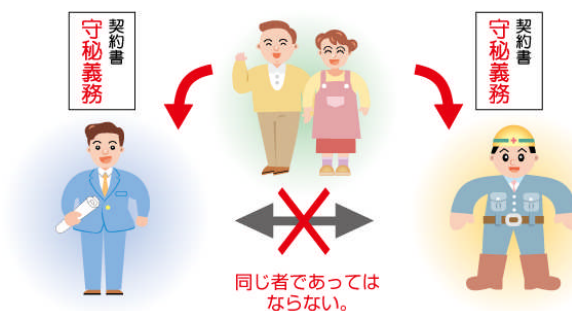
- ✓ 公正に契約金額を決定するため、以下の事項を厳守してください。
  - ◇ 工事請負契約及び設計監理委託契約は、交付決定額を提示せずに、見積書を徴取した上で、契約を締結してください。
  - ◇ なお、工事請負契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）で複数世帯を同一時期に発注する場合は、原則として競争入札や複数の工事請負者から見積書を徴取した上で契約を行ってください。
  - ◇ 徴取した見積書などについては、防音工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので、大切に保管してください。

## 守秘義務等について

- ✓ 契約書には、守秘義務に係る事項を盛り込んでください。
- ✓ 具体的には以下の例に沿った内容が、契約書または契約書の特約条項に記述があることを確認し、契約を締結してください。

第〇条 乙は、この契約の履行に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、第〇条の業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第〇条 乙は、この契約の履行により取得した個人情報を実務を実施するための目的以外に使用しないものとする。



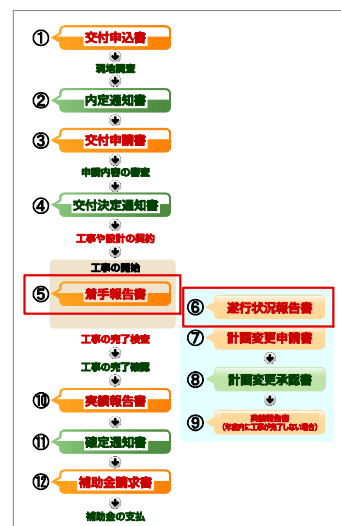
## 7 着手報告書

工事に着手した場合は工事に係る契約状況や着手した年月日を記載した着手報告書を提出していただきます。

参考資料－14ページ参照

### 留意事項

- ❑ 着手報告書の提出は、工事の着手後7日以内に提出してください。
- ❑ ただし、工事の着手後7日以内に工事が完了する場合は、着手報告書を提出する必要はありません。
- ❑ 国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。



## 8 遂行状況報告書

工事に着手した後に工期が12月31日をこえる場合は、12月31日時点の出来高や進捗率などを記載した遂行状況報告書を提出していただきます。

なお工事の着手後3ヶ月以内に工事が完了する場合や、工事の着手後1ヶ月以内に12月31日になる場合は、遂行状況報告書を提出する必要はありません。

参考資料－15ページ参照

### 留意事項

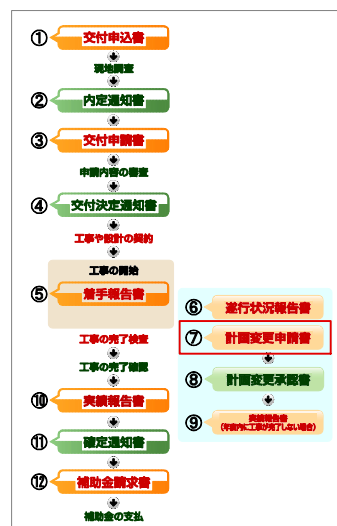
- ❑ 遂行状況報告書の提出は、工事の着手後12月31日現在の遂行状況を翌年1月14日までに提出してください。
- ❑ 国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。

## 9 計画変更申請書

工事に着手した後に、以下の変更がある場合は、計画変更承認申請書を提出していただきます。

- 工事の完了予定期日を1月以上延期する場合
- 工事の完了予定期日を4月1日以降まで延期する場合
- 工事を行う居室、建具の数を変更する場合
- 工事費（工事雑費を除く。）を工事雑費または設計監理費へ流用する場合
- 金属製建具の材料または気密機構を変更する場合
- 音響の防止の効果を軽減するおそれのある工法または材料に変更する場合

参考資料—16ページ参照



### 必要書類(添付書類)

- 理由書



### 必要に応じて提出する書類

- 設計書（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更前と変更後の計画の違いが比較できるよう修正を加えたもの
- 図面（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更後の内容を明示したもの

### 留意事項

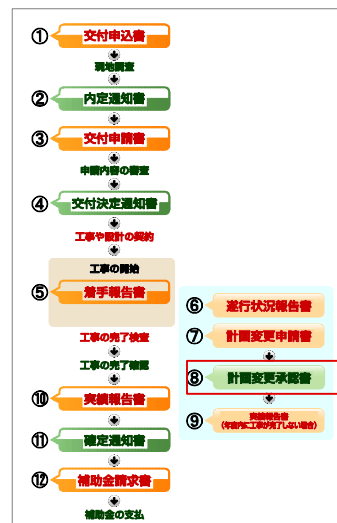
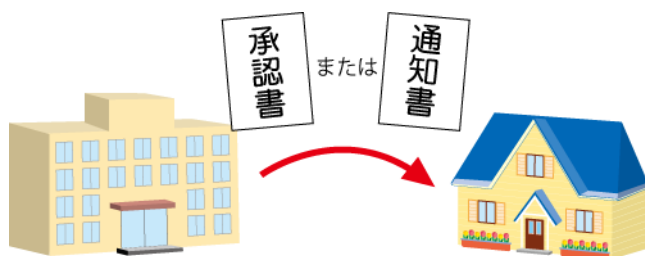
- 変更がある場合は、まず、国または国から委託を受けた者に連絡してください。
- 国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。



## 10 計画変更承認書

皆様方から計画変更承認申請書の提出を受け、理由や内容が適正であるかなどを審査し、「補助事業等計画変更承認書」または「補助金等変更交付決定通知書」を通知します。

参考資料-17・18ページ参照




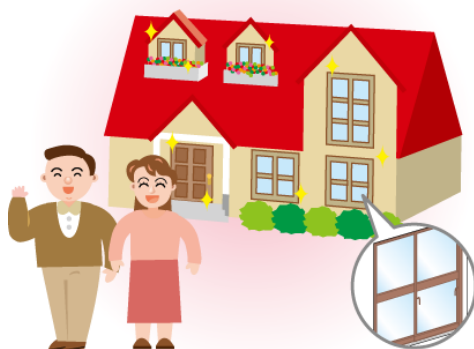
## 11 工事の完了

工事が完了しましたら、設計図書どおりに工事がなされているかを設計事務所と皆様方で検査をしていただきます。

検査をしていただいた後に、国は交付決定の内容どおりに工事がなされているかを現地または工事写真などで確認します。

### 留意事項

-  設計事務所による検査や国の確認により不備な箇所が認められたときは、工事請負業者に手直しを行ってもらってください。



## 12 実績報告書

### 工事が完了した場合

工事の完了が確認できましたら、「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料-19・20ページ参照

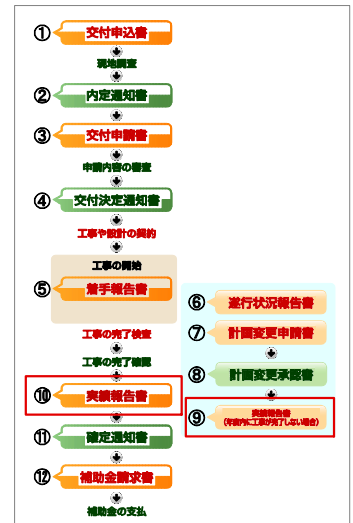
#### 必要に応じて提出する書類

- 計画変更承認申請書の提出を要しない軽微な変更（13ページに示す変更以外のもの）があった場合
  - ・ 設計書（変更前と変更後の違いが比較できるもの）
  - ・ 図面（変更後の内容を明示したもの）



#### 留意事項

- 国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。



### 会計年度内に工事が完了しない場合

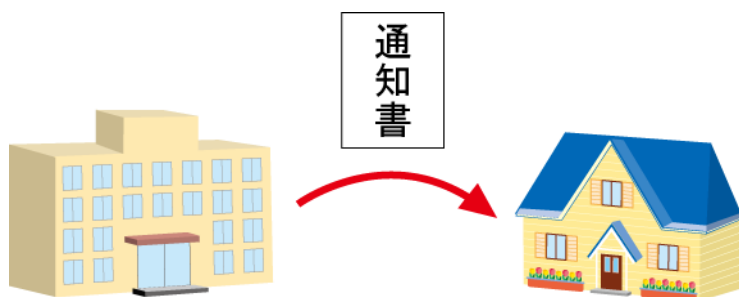
交付決定が行われた会計年度内（4月1日～翌年3月31日）に工事が完了しない場合は「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料-21・22ページ参照

# 13 確定通知書

皆様方から実績報告書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかなどを審査し、交付決定の内容どおりであると認めるときは、「補助金等金額確定通知書」を通知します。

参考資料-23ページ参照

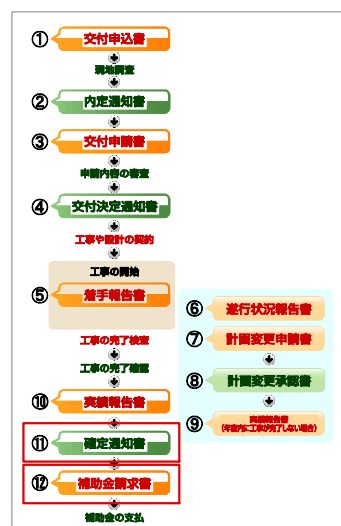


# 14 補助金の請求・支払

工事が完了しましたら、国に対し補助金の請求をしていただきます。

皆様方は、国に対する請求や工事請負業者などへの支払を国が指定する者に委任していただきます。その後、国が指定する者から工事請負業者などへ補助金の支払いを行います。

なお、場合によっては国に直接請求していただくこともあります。



# 住宅防音工事の相談窓口となる国の機関



## 対象飛行場

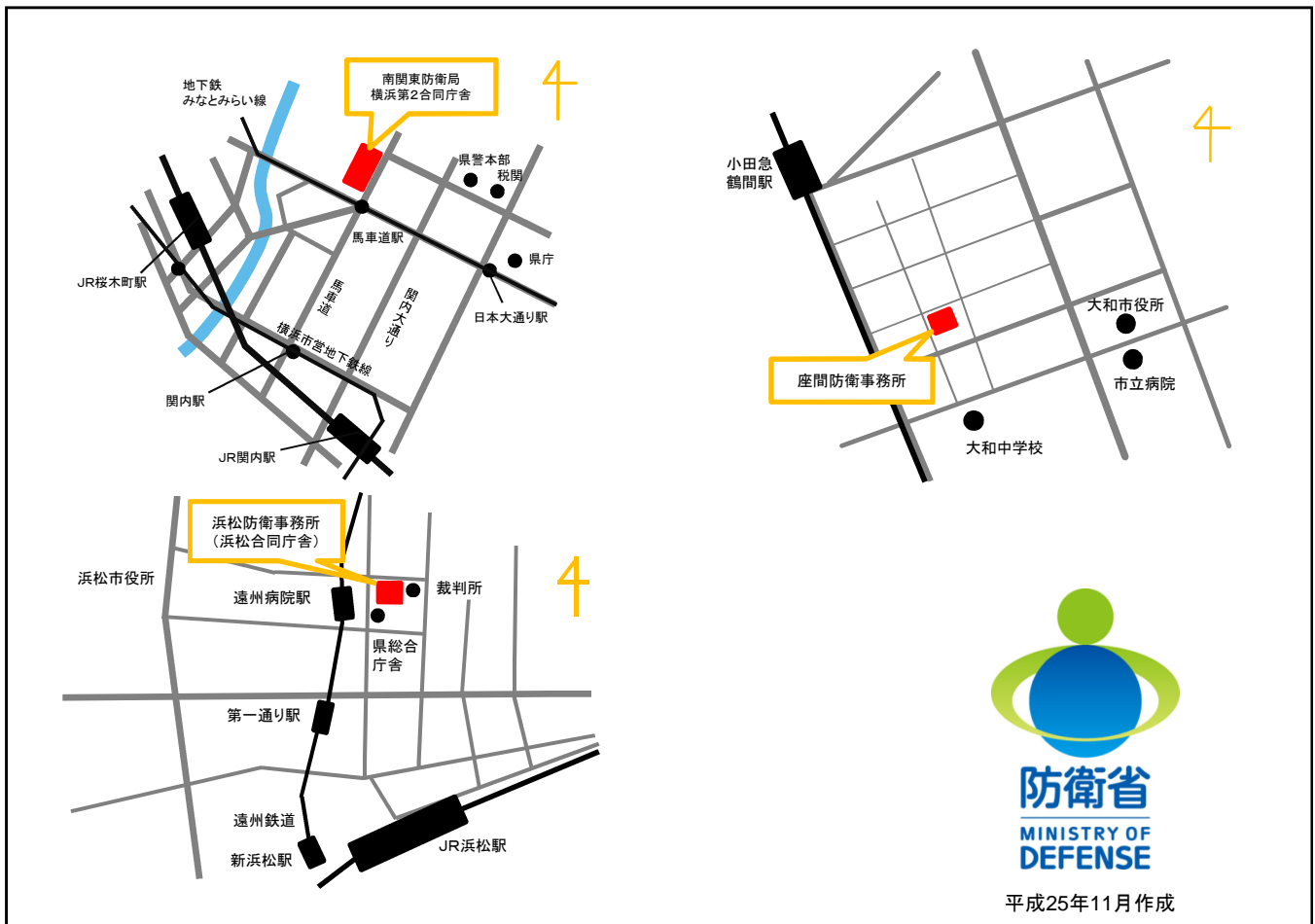
厚木飛行場

浜松飛行場

静浜飛行場

### 《お問い合わせ先》

- 南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、第2課  
〒231-0003  
神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎  
**TEL.045-211-7113**  
URL : <http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>
- 座間防衛事務所（厚木飛行場）  
〒242-0004  
神奈川県大和市鶴間1-13-2  
**TEL.046-261-2063**
- 浜松防衛事務所（浜松飛行場、静浜飛行場）  
〒430-0929  
静岡県浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎  
**TEL.053-453-8958**



平成25年11月作成